

茨木市音楽芸術協会会則

第1条（名称と所在）

この会は「茨木市音楽芸術協会」と称し、事務局を**事務局長宅**に置く。

(2013,5,12 事務局を茨木市から事務局長宅に改正)

第2条（目的）

この会は、本市に在住または在職する、音楽関係専門家の相互協力によって、地域文化の創造、発展、向上に寄与するとともに、会員がこの地域でより十全な音楽活動ができるよう、環境整備を希求する他、会員の音楽活動を奨励し支援する。

第3条（事業）

この会は、目的達成のため次の事業を行う。

1. 市民が楽しめる舞台芸術（コンサート、オペラ、ミュージカル、バレエ等）を企画制作して提供する。
2. 特色と独自性のある音楽作品を創造し、内外の親善交流にも資するものとする。
3. 新進音楽家の紹介と、前途活動の支援と奨励をする。
4. 地域の伝統音楽の調査、発掘、保存、活用、紹介などの活動を支援する。
5. その他、研究会、後援会など必要な事業を行う。

第4条（会員）

この会の会員は次の区分によって構成し、所定の会費を納める。

1. 当市に在住または在職する、音楽関係専門家有志を正会員とする。
2. 当市に在住または在学する音楽関係学生、および音楽愛好家で、希望者を準会員とすることができる。
3. 当市出身の在外音楽関係専門家を特別会員とすることができる。
4. その他、後援者である個人を賛助会員、団体を協賛会員とすることができる。
5. その他必要により、名誉会員（名誉会長、**名誉顧問**を含む）を推挙し、委託することができる。（2013、5、12改正）

第5条（理事）

この会に次の理事を置き、理事会を構成して運営にあたる。

理事の任期は一年とし、再任を妨げない。その任務ならびに理事会規則は別に定める。（2004、5、16 呼称を役員から理事に改正）

1. 会長（理事） 1名
2. 副会長（理事） 2名
3. 事務局長（理事） 1名
4. 財務理事 2名
5. 運営理事 若干名

*理事とは別に会計監査を2名置く。（1999、5、9改正）

第6条（顧問および参与）

この協会に顧問および参与を置くことができる。この場合、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は理事と同じとする。

第7条（総会）

総会はこの会の最高議決機関であり、次の要件によって行う。

1. 総会は有資格正会員によって構成する。
2. 総会は毎年1回定期に開催する。
3. 議事は、事業計画と収支予算、事業報告と収支決算、理事改選を必須事項とする。
4. 総会の開催と運営に関する細則は別に定める。

第8条（財務）

この会の経費は次の収入で賄い、財政規則を別に定める。

会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

1. 各種会員の納める会費
2. 事業収益金
3. 寄付金、各種助成金など

第9条（会費）

入金および各種会費は別に定める。会費は、毎年の会計年度当初に納入するものとし、前納を妨げない。

第10条（入会と退会）

入会は、所定の申し込み用紙に要件を記入の上、入会金を添えて会長宛に提出する。退会も書面で会長宛に提出するものとし、いずれも理事会で処理する。但し、会費を3年以上滞納すると権利停止となる。(2017, 5, 14 6ヶ月から3年に改正)

本人の申し出により、休会する場合は理由を明記して書面で提出し、
理事会で承認されるものとする。(2017,5,14 改正)

第 11 条 (会則の改正)

この会則の改正は、総会の決議で決定する。

第 12 条 (実施と改正日付)

この会則は、1997 年 4 月 1 日から実施する。

この会則は、1999 年 5 月 9 日一部改正した。

この会則は、2004 年 5 月 16 日一部改正した。

この会則は、2013 年 5 月 12 日に一部改正した。

この会則は、2017 年 5 月 14 日一部改正した。